

# 消費者保護のための会計閲覧制度の現状

## ——銀行業界を中心に——

伊藤 秀俊

### 目次

1. はじめに
2. 本調査研究目的と銀行業界へのアンケートの内容
3. アンケート調査の分析結果
4. 銀行業界への聞き取り調査の目的と分析結果
5. むすびにかえて

### 1 はじめに

消費者保護のための会計閲覧制度は、まだ発展途上にありその有効性を確保するための課題、例えば非株式会社、中小企業や非上場企業の場合には、どのようにしてそこで作成される財務諸表の信頼性を確保するかという問題がある。現在の会社法が2005年（平成17年）7月26日に交付され、翌2006年（平成18年）5月に施行されたが、そこでは「会計の識見を有する者である会計参与（公認会計士または税理士）が取締役等と共同して計算書類を作成すれば、中小会社の計算書類の信頼性が高まると考えられる。（中略）このような趣旨に則り、会計参与の機能が働き、中小会社の計算書類に信用力がついてくると、計算書類が信用供与機能としての主役となる。そうなれば第一に、金融円滑化に資するための与信機能として、次いで、IT時代の取引の安全への役立ちとして、第三に、中小会社の経営者に真に会計の有用性を認識させるためのスキーム形成に応えることができるのである。」（武田隆二編著、『新会社法と中小会社会計』2006年、中央経済社、高田順三稿、「中小会社と会計参与制度」、184-185頁。）との見

方があった。

しかし、このように期待された会計参与制度は、中小企業に全面的に採用されることもなく、事実上制度として定着することはなかったといえよう。その理由としては、やはり事務負担、コスト負担の増大を挙げることができるのではないかと考える。したがって、いまだに中小会社や非上場会社の財務諸表に完全なる信頼性を求めることは困難であると思われ、この課題こそが消費者保護のための会計閲覧制度の構築にも大きな影を落としているといっても過言ではないであろう。

こうした消費者保護のための会計閲覧制度には、消費者法のなかの特定商取引法第42条に定める6業種と、銀行法第21条において定めている「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」の規定が、かかる消費者保護のための会計閲覧制度に該当すると思われる。特定商取引法第42条に定める6業種の会社は、非上場会社の場合が大多数であると思われるが、後者の銀行法に定める商業銀行の場合は、非上場会社も一定数見られるが、上場会社の方が圧倒的に多いと思われる。この点が、両者の法律で定める会計閲覧制度の存在にも大きな違いが現

れるといえよう。すなわち、公認会計士による外部監査を受ける銀行の場合には、そこで閲覧できる財務諸表の信頼性は格段にあがるのであり、外部監査を受けない非上場の銀行の場合でも金融商品取引法の対象となる銀行はたとえ上場していなくとも同法の適用により、一定の信頼性が確保されているといえる。これに対して、消費者法のなかの特定商取引法第42条に規定する6業種は、ほとんどの会社が上場はしておらず、また金融商品取引法の対象でもないことから、そこで作成される財務諸表は会計参与制度を導入している非上場会社の財務諸表のみが客観的に、信頼を得られよう。会計参与制度を導入していない中小企業が多いことから、この点の財務諸表の信頼性の確保が難しい課題である。

本研究資料は、銀行法第21条に定める預金者保護の規定ともいえる条文の内容について、金融庁が公表している107行の商業銀行に対して、この21条規定を遵守しているかどうかを主眼にアンケート調査するものである。以下では、アンケートの実際の内容とその結果をまとめている。詳しくは、章を改めて解説していくことにしたい。

## 2 本調査研究目的と銀行業界へのアンケートの内容

筆者は、銀行法第21条（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）の規定内容が、将来的に消費者保護（預金者保護）に資する会計閲覧制度の基礎的条件を一定程度備えていることに着目した。もちろん、上場会社の場合、公認会計士監査制度の適用も受ける訳であるから、この場合に預金者が閲覧できる財務諸表等の信頼性は確度の高い内容のものとなろう。先ずは、この銀行法の第21条の規定をみてみることにする。

「第21条 銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した当該事業年度の間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、当該銀行の営業所（無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。次項及び第四項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。（以下、略す。）」

この規定の内容は、明らかに預金者保護（消費者保護）を目的としたものであり、預金者が当該銀行の業務内容や財務諸表の内容について閲覧の要望がある場合には、彼らの（公衆の）縦覧に供しなければならないという義務規定を課している。

金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/ginkou.pdf> 2019年8月19日閲覧）から入手したわが国の商業銀行（都市銀行＝メガバンク4行、地方銀行64行、第二地方銀行39行）107行すべてに対して下記のようなアンケートを送付した。しかし、昨年の2019年9月9日に107行に対してアンケートを送付したものの、回収できた銀行は21行（回収締切は10月末）であった。そこで、11月から未回収のすべての銀行に電話にてアンケートの協力をお願いすることとした。この電話によるお願いで、ある程度の相手方銀行の様子が窺い知れたので紹介しておく。総じて、アンケートに非協力的であった銀行はアンケートの内容を吟味し、公的なアンケートにのみ回答するとし、私的なアンケートには回答しないとのべるもの、こうした内容に責任をもって回答する部署がないとするもの、あるいは何の理由も言わずひたすらアンケートを拒否するもの等の3種類のタイプが見られた。そのほかにも、電話口では回答することを示唆しておきながら実際には回答を寄せなかった銀行も一定数見られた。

筆者は、この電話によるアンケート回収のお願いをした後、未回収の銀行に対して、2回目の、

再度のアンケートを送付する手段を講じた。すなわち、未回収の銀行86行のうち、82行の銀行に対して再度アンケートを送付したのである。4行は、電話の内容で、門前払いとわかったためその4行には再度送ることはしなかった。ところが、年末までの締め切り日までに回収できたのはたったの1通の銀行のみであった。この結果には、きわめて驚かされた。82行に再度送っても、またその前に電話でお願いしていたにもかかわらず1行のみの回答しか送られてはこなかった。銀行という組織の社会性及び公共性からしたら、もっとアンケート等の研究調査に対して協力するだろうというイメージがあったが、そのイメージは粉碎された。

## 銀行業界の皆様

### アンケートのお願い

名城大学 経営学部 教授  
名城大学大学院経営学研究科 教授  
会計理論学会元西日本代表、現理事  
伊藤 秀俊

我が国の銀行業界を支えている皆様へ、下記のような目的でアンケートを実施させて頂く運びとなりました。どうか、かかる目的・趣旨をご理解の上、アンケートへのご協力をお願い申し上げます。次第です。

本アンケートを行う目的は、銀行法で定める第21条（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）の内容が、実際に預金者（消費者）等に周知され、機能しているかを検証するものです。

銀行法第21条では、銀行の預金者等をはじめとする多数の利害関係者に対して、銀行の業務や財産の状況がわかりやすいように説明書を作成し、閲覧が可能となるよう営業店舗での備置きと公衆縦覧を義務づけています。ここで確認しておくべきことは、銀行の業務や財産の状況が預金者等の一般の人にもわかりやすい「説明書類」として、紙媒体又はパソコン上での閲覧義務を規定していることでしょう。単に、財務諸表の現物だけを閲覧に供するだけではなく、預金者等の公衆に理解できるような「説明書類」を閲覧に供するよう定めているわけです。

さらに、同条第7項では、以上の「説明書類」の他に、預金者等に対して当該銀行及びその子会社等の業務・財産の状況を知るため参考となるような事項の開示に努めるよう求めていることが注目されます。これについては、銀行法施行規則第19条の5で、特に参考となるべき事項として、四半期ごとの開示の充実に努めることが定められ、そして参考となるべき事項のうち特に重要なものとして告示において、自己資本比率等が規定されている。

これは、銀行等の預金者等に対して、できる限りの安全性に関する会計情報を中心に閲覧してもらうことで、預金者保護に努力することを義務づけた法律規定ということができでしょう。

以上のような銀行法第21条の内容について、実際の現場ではそれが機能しているのかという観点から、主に検証するための質問を用意させて頂きました。このアンケートは、あくまでも「消費者保護のための会計制度」の調査・研究の一環として行うものであり、できるだけ多くの銀行様にご協力して頂けますことによって、より信頼性のある調査・研究となります。

ご多忙のところ、誠に恐縮ではありますが、何卒宜しくご協力の程、お願い申し上げます。

なお、当該アンケートにご協力頂いた貴行の個人情報につきましては、一切銀行名を公表することはありませんのでご安心下さい。慎重に取り扱わせて頂きます事をここに申し添えさせて頂きます。

問1 銀行法第21条に定める「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」においては、事業年度ごとに業務及び財産の状況に関する事項の「説明書類」を作成し、当該銀行の営業所に備え置き、公衆の閲覧に供しなければならないと規定されています。貴行では、この規定に則して各店舗に「説明書類」を備え置き、公衆の閲覧に供するように周知していますか。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して下さい。

- 1 供するように周知している。
- 2 供するように一定の努力はしている。
- 3 供するように周知していない。
- 4 供するように周知していないが、今後努力していきたい。

問2 上記の問1で「1 供するように周知している。」及び「2 供するように一定の努力はしている。」と回答した貴行にお尋ねします。どのような形態で公衆の閲覧に供していますか。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して下さい。

- 1 業務や財産の状況の説明書類を冊子にして供している。
- 2 業務や財産の状況の説明書類をパソコン上で供している。
- 3 その他

問3 すべての銀行にお尋ねします。四半期、半年、通期、これらのいずれかの「業務や財産の状況の説明書類の縦覧等」を定期的にどれくらい発生したか（預金者等からの閲覧の要望数）を

統計的に把握していますか。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して下さい。

- 1 各店舗毎に預金者の閲覧要望数を把握し、各店舗で統計的な数字を集計管理している。
- 2 各店舗毎の預金者の閲覧要望数を把握し、それを本店において集計管理している。
- 3 特に集計管理していない。
- 4 その他

\* 貴行の場合、通期（年間）で、おおよそどれぐらいの「説明書類」の閲覧の要望がありますか。概数でも構いませんので、貴行の全店舗におけるその要望の実数をご記入願います。

- ・「説明書類」の閲覧要望の実数 [                      ]（貴行の全店舗）
- ・貴行の店舗数 [                      ] 店舗

問4 上記問3の質問にある預金者等からの閲覧の要望数についてお尋ねします。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して下さい。

- 1 閲覧の要望数は、多いと感じている。
- 2 閲覧の要望数は、やや多いと感じている。
- 3 閲覧の要望数は、普通（想定に近い）と感じている。
- 4 閲覧の要望数は、やや少ないと感じている。
- 5 閲覧の要望数は、少ないと感じている。
- 6 その他

問5 上記の問1～問4で触れた「説明書類」の内容は、公衆に向けてわかりやすいものになっていると確信しますか。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して下さい。

- 1 公衆向けにわかりやすい内容である。
- 2 公衆向けにわかりやすく努力はしている。
- 3 公衆には専門的な内容である。
- 4 公衆にはやや専門的な内容である。
- 5 その他

問6 上記の問1～問5で触れた「説明書類」の閲覧制度が有ることを、預金者等は周知していると思いますか。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して下さい。

- 1 かなり周知していると考える。
- 2 やや周知していると考える。
- 3 全く周知しているとは考えない。
- 4 やや周知しているとは考えない。
- 5 その他

問7 問6の質問で3及び4と回答した貴行にのみお尋ねします。「説明書類」の閲覧を預金者等が周知していると考えない理由（原因）をどのように考えますか。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して下さい。

- 1 預金者等に当該制度の存在を明示する努力をしていない。
  - 2 預金者等が自身で当該制度の存在を知ると考えている。
  - 3 預金者等は当該制度の存在を知らなくとも良いと考えている。
  - 4 その他
- 

問8 すべての銀行にお尋ねします。貴行は、銀行法第21条の規定内容について、今後預金者（消費者）等に対してより積極的に「説明書類」の閲覧制度の存在を明示するとともに、さらに利用してもらうよう（制度が機能するよう）努めたいと考えますか。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して下さい。

- 1 努めたいと考える。
  - 2 多少なりとも努めたいと考える。
  - 3 努めたいとは考えない。
  - 4 その他
- 

問9 問8の質問で、3の「努めたいとは考えない。」と回答した貴行にのみお尋ねします。その理由を簡潔にお答え願います。

---

---

---

問10 銀行法第21条の第7項は、預金者等に参考となるべき事項の開示充実を努力義務としていますが、貴行では、かかる努力義務を行っていますか。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して下さい。

- 1 独自に開示充実の努力をしている。
  - 2 独自には特に開示の充実の努力をしていない。
  - 3 その他
- 

問11 問10で1の「独自に開示充実の努力をしている」を回答した貴行にお尋ねします。その独自の開示充実の努力の内容を簡潔にご説明下さい。

---

---

問 12 銀行が経営破綻を防止するために努力している事項として、第一義的に自己資本比率の充実を考えていますか。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して下さい。

- 1 自己資本比率の充実を第一義的に考えている。
- 2 自己資本比率の充実を第一義的ではないが考えている。
- 3 自己資本比率の充実を第一義的には考えていない。
- 4 自己資本比率よりも他の指標等を第一義的に重要と考えている。その重要と考えている内容を簡潔にご説明下さい。

5 その他

問 13 銀行が経営破綻を防止するためには、自己資本比率の向上の他にどのような事柄を必要不可欠と考えていますか。簡潔にご説明下さい。

問 14 上記の銀行法第 21 条の規定内容が実際に機能していないと思われる場合、どのようにすれば有用な制度として機能できると考えますか。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して下さい。

- 1 当該制度を預金者（消費者）等へ、各店舗において直接、周知徹底する。
- 2 当該制度を預金者（消費者）等へ、新聞広告やテレビ広告、SNS 等を使って周知徹底する。
- 3 その他

\*以上で、アンケートは終わります。最後に、回答頂いた貴行の銀行名、回答者名、職位をご記入願います。ご多忙のところ、誠に有難うございました。

◎ 銀行名

◎ 回答者ご芳名

◎ 回答者職位

\*誠に恐縮ですが、この用紙を四つ折りにして同封した返信用封筒に入れ、返送願います。何卒、本アンケートにご協力をお願い申し上げます。

### 3 アンケート調査の分析結果

アンケートの問1では、次のように質問し、回答を求めた。

問1 銀行法第21条に定める「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」においては、事業年度ごとに業務及び財産の状況に関する事項の「説明書類」を作成し、当該銀行の営業所に備え置き、公衆の閲覧に供しなければならないと規定されています。貴行では、この規定に則して各店舗に「説明書類」を備え置き、公衆の閲覧に供するように周知していますか。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して下さい。

- 1 供するように周知している。
- 2 供するように一定の努力はしている。
- 3 供するように周知していない。
- 4 供するように周知していないが、今後努力していきたい。

この「説明書類」とは、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を閲覧しても理解できない預金者がいる場合には、このような公衆のために理解可能な説明を「説明書類」として店舗での備え置きと公衆縦覧が、銀行法第21条第1項及び第2項において義務づけられている。

質問1では、このような「説明書類」を作成し各営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないという銀行法第21条第1項及び第2項の規定が遵守されているかを尋ねたもの

である。22行の銀行のうち、19行が公衆の縦覧に供するよう周知していると回答している。ほとんどの回答した銀行は、公衆の縦覧に供するよう周知しているというが、本当に周知する努力をしているのであろうか。ここで、「公衆縦覧」とは、「一般の人が見ようと思えばみえるような状態に置くことをいう」とされている。(池田唯一／中島淳一監修、佐藤則夫編著『銀行法』、(株)きんざい、2017年11月22日、312頁)

はたしてこのような統計結果は、銀行の各店舗における現状を本当に示しているであろうか。私自身の体験では、地元のいくつかの銀行の営業所を利用した時、公衆縦覧のかたちで「説明書類」がどこにあるのかを掲示した店舗をこれまで見たことがない。したがって、その「説明書類」が、店舗のどこにおかれているのか、顧客に周知しているとは思えないというのが実感である。

この19行は、「説明書類」を作成しているものの、預金者である顧客に対してその「説明書類」の存在を周知するような掲示等の行為をしているのか。各銀行の各営業所を検証してみなければならないと考える。

問2 上記の問1で「1 供するように周知している。」及び「2 供するように一定の努力はしている。」と回答した貴行にお尋ねします。どのような形態で公衆の閲覧に供していますか。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して下さい。という質

図表1 「説明書類」を備え置き、公衆の閲覧に供するよう周知しているか。

選択項目	銀行数	割合(全22行中)
1 供するように周知している。	19	86.4%
2 供するように一定の努力はしている。	2	9.1%
3 供するように周知していない。	0	0.0%
4 供するように周知していないが、今後努力していきたい。	1	4.5%

注) 割合(パーセント)は、少数点第2位を四捨五入し、少数点第1位で表示している。(以下、同じ)



図表2 「説明書類」を、どのような形態で公衆の閲覧に供しているか。

選択項目	銀行数	割合（全21行中）
1 業務や財産の状況の説明書類を冊子にして供している。	15	71.4%
2 業務や財産の状況の説明書類をパソコン上で供している。	2	9.5%
3 その他	4	19.0%
無回答	1	—

問の選択肢は、次の3項目である。

- 1 業務や財産の状況の説明書類を冊子にして供している。
- 2 業務や財産の状況の説明書類をパソコン上で供している。
- 3 その他

選択項目3のその他の4行は、1の「説明書類」を冊子にして供していると同時に、2の「説明書類」をパソコン上でも供している銀行である。このようにみると、ほとんどの銀行は、まだ冊子の状態で預金者等の顧客に財務状態の情報を「説明書類」として、提供していることが窺える。

条文上の、いわゆる備え置きをしている銀行は、1行の無回答を除きすべて冊子またはHP上で「説明書類」を提供しているという結果になる。しかし、備え置きをしてもそれを公衆の縦覧に供さなければ意味が無い。したがって、銀行側が備え置きをし、その上で閲覧要望する預金者の縦覧、閲覧に供することが「ねばならない。」という義務規定化されているのである。通常そのような閲覧要望者の数は、銀行側で処理可能な範囲で要望者に対応するはずであり、あまりに多い場合は一日の要望者数の人

数制限をするはずであろう。そのためにも、日常的な「説明書類」の縦覧、閲覧の要望者の数は経営管理上、把握しておかなければならない。そこで、次の質問としてこれらの要望者数の集計管理をしている実態を尋ねている。

問3 すべての銀行にお尋ねします。四半期、半年、通期、これらのいずれかの「業務や財産の状況の説明書類の縦覧等」を定期的にとどれくらい発生したか（預金者等からの閲覧の要望数）を統計的に把握していますか。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して下さい。

- 1 各店舗毎に預金者の閲覧要望数を把握し、各店舗で統計的な数字を集計管理している。
- 2 各店舗毎の預金者の閲覧要望数を把握し、それを本店において集計管理している。
- 3 特に集計管理していない。
- 4 その他

\* 貴行の場合、通期（年間）で、おおよそどれぐらいの「説明書類」の閲覧の要望がありますか。・「説明書類」の閲覧要望の実数[ ]

図表3 預金者の「説明書類」の閲覧要望を集計管理しているか

選択項目	銀行数	割合（全21行中）
1 各店舗毎に預金者の閲覧要望数を把握し、各店舗で統計的な数字を集計管理している。	0	0.0%
2 各店舗毎の預金者の閲覧要望数を把握し、それを本店において集計管理している。	1	4.8%
3 特に集計管理していない。	20	95.2%
4 その他	0	0.0%
無回答	1	—

(貴行の全店舗)・貴行の店舗数 [ ] 店舗

A銀行

- ・「説明書類」の閲覧要望の実数 [不明] (貴行の全店舗)
- ・貴行の店舗数 [88] 店舗

B銀行

- ・「説明書類」の閲覧要望の実数 [不明] (貴行の全店舗)
- ・貴行の店舗数 [無回答] 店舗

C銀行

- ・「説明書類」の閲覧要望の実数 [不明] (貴行の全店舗)
- ・貴行の店舗数 [65] 店舗

D銀行

- ・「説明書類」の閲覧要望の実数 [-] (貴行の全店舗)
- ・貴行の店舗数 [50] 店舗

E銀行

- ・「説明書類」の閲覧要望の実数 [約 200] (貴行の全店舗)
- ・貴行の店舗数 [464] 店舗

F銀行

- ・「説明書類」の閲覧要望の実数 [該当せず] (貴行の全店舗)
- ・貴行の店舗数 [36] 店舗

G銀行

- ・「説明書類」の閲覧要望の実数 [不明] (貴行の全店舗)
- ・貴行の店舗数 [34] 店舗

H銀行

- ・「説明書類」の閲覧要望の実数 [無回答] (貴行の全店舗)
- ・貴行の店舗数 [39] 店舗

I銀行

- ・「説明書類」の閲覧要望の実数 [管理せず] (貴行の全店舗)
- ・貴行の店舗数 [106] 店舗

J銀行

- ・「説明書類」の閲覧要望の実数 [不明] (貴行の全店舗)
- ・貴行の店舗数 [57] 店舗

K銀行

- ・「説明書類」の閲覧要望の実数 [無回答] (貴行の全店舗)
- ・貴行の店舗数 [133] 店舗

L銀行

- ・「説明書類」の閲覧要望の実数 [無回答] (貴行の全店舗)
- ・貴行の店舗数 [162] 店舗

M銀行

- ・「説明書類」の閲覧要望の実数 [不明] (貴行の全店舗)
- ・貴行の店舗数 [42] 店舗

N銀行

- ・「説明書類」の閲覧要望の実数 [無回答] (貴行の全店舗)
- ・貴行の店舗数 [70] 店舗

O銀行

- ・「説明書類」の閲覧要望の実数 [0] (貴行の全店舗)
- ・貴行の店舗数 [97] 店舗

以上の15行は、一応の回答を示したが、その他の7行は全く無回答であった。図表3からも窺えるように、回答を寄せた21行のうち、20行は「説明書類」の閲覧要望の実数を集計管理していないと回答しており、まさにその通りの結果を示している。

この質問に対する回答を、額面どおり受け止めれば「説明書類」閲覧の要望数は、不明や無回答として集計管理していないという95.2%の数字を裏付ける結果となっている。しかし、この結果は「説明書類」閲覧の要望が有るという前提で尋ねたのであるが、逆に「説明書類」閲覧の要望が無いという場合にも当てはまる結

図表4 「説明書類」閲覧の要望数をどう感じているか。

選択項目	銀行数	割合（全19行中）
1 閲覧の要望数は、多いと感じている。	0	0.0%
2 閲覧の要望数は、やや多いと感じている。	0	0.0%
3 閲覧の要望数は、普通（想定に近い）と感じている。	2	10.5%
4 閲覧の要望数は、やや少ないと感じている。	1	5.3%
5 閲覧の要望数は、少ないと感じている。	3	15.8%
6 その他 無回答	13 3	68.4% —

果であるといえよう。はたして、どちらが実態といえるのか、それについては銀行の支店・営業所の現場の聞き取り調査の結果で真相というか、実態がわかることになる。

この点については、「4 銀行業界への聞き取り調査の目的と分析結果」のなかで考察していくことにする。

問4 上記問3の質問にある預金者等からの閲覧の要望数についてお尋ねします。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して下さい。

- 1 閲覧の要望数は、多いと感じている。
- 2 閲覧の要望数は、やや多いと感じている。
- 3 閲覧の要望数は、普通（想定に近い）と感じている。
- 4 閲覧の要望数は、やや少ないと感じている。
- 5 閲覧の要望数は、少ないと感じている。
- 6 その他

この設問において、「説明書類」閲覧の要望数が多い又はやや多いと感じている企業は、皆無という結果である。逆に、少ない又はやや少ないと感じている企業は、21.1%と5行に1行の割合にすぎない。その他と回答した銀行が約7割にものぼっている。以下において、その他で述べられていることを列挙してみよう。

- 1 要望数を把握していないので、回答できない。
- 2 不明

- 3 不明
- 4 窓口で閲覧の要望があったと聞いたことはありません。
- 5 個別に店舗の要望数は計っていない。
- 6 該当せず。
- 7 冊子を配布しており、要望数の把握は不可。
- 8 特に集計管理しておりません。感覚的には2か3と思います。
- 9 明確な要望数は把握していませんが、インターネット上でいつでも閲覧いただけることから、直接の要望は多くないと考えています。
- 10 ロビーに備え置きしており、集計管理を行っていないため要望数を把握していません。
- 11 閲覧要望数は、把握していません。
- 12 要望数を把握していません。
- 13 無回答

以上のように、「その他」に回答した銀行の13行のほとんどの銀行は、集計管理をしていないため要望数を把握していないというのが実情のように思われる。また、そうした「説明書類」閲覧の要望は、預金者から、實際上ほとんど無いというのが実態であるということが窺える。ここで疑問に思うことは、こうした実態が日常的であるとすれば、銀行法第21条の会計閲覧制度はいわば「死に体」の制度と化しているわけであり、預金者保護（消費者保護）の趣旨を持つ同規定を軽視しているといわなければならないであろう。こうした推論についても、

図表5 「説明書類」の内容は、公衆にとってわかりやすいものとなっているか。

選択項目	銀行数	割合(全22行中)
1 公衆向けにわかりやすい内容である。	4	18.2%
2 公衆向けにわかりやすく努力はしている。	12	54.5%
3 公衆には専門的な内容である。	3	13.6%
4 公衆にはやや専門的な内容である。	3	13.6%
5 その他	0	0.0%

後述する聞き取り調査の結果を分析すれば、この「説明書類」閲覧要望制度の実態が鮮明になる。そして、かかる閲覧要望制度が機能しているのか、あるいは機能していないのかという基本的な問題も明らかにしたいし、かような実態に対して銀行側はどのような対応をしてきているのかも明白にしたい。

次に問5では、上記の問1～問4で触れた「説明書類」の内容は、公衆に向けてわかりやすいものになっていると確信しますか。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して下さいとし、この設問に対する回答結果は、図表5に示されている。

銀行法では、第21条において、業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等を規定しているが、そこでは、その説明書類を銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないと定めている。財務的な情報を含むので、あえて公衆の縦覧という表現を用い、一般の人が理解できるような内容の説明書類を作成して閲覧が可能となるよう義務づけているのである。それは、もちろん預金者が債権者であり預金をする対象として、当該銀行の経営状態が安定しているかどうかを判断してもらうという意味が込められている規定であるといわねばならない。

このような本規定の趣旨からすれば、図表5の選択肢である3と4と回答している27.2%の銀行は、公衆が理解可能な「説明書類」を作成して縦覧しているとは言い難く、「説明書類」の内容の改善の余地があるといえよう。すなわ

ち、財務諸表のような計算書・報告書のレベルの説明書類では、かかる専門的な知識を持たない預金者にとっては、あまりにも内容が難しすぎて理解不能な書類となる。あえて条文では公衆の縦覧に供しなければならないとしており、つまりは、投資家や株主などのようなステークホルダーではなく、一般的な財務諸表を読みこなせないような預金者を第21条では説明書類縦覧の対象と考えているのである。

パーセントでは少ないものの、図表5において選択肢として3と4に回答した銀行は、早急にその説明書類の内容を、平易な内容に改めなければ規定違反と見なされることになろう。

次の問6では、上記の問1～問5で触れた「説明書類」の閲覧制度が有ることを、預金者等は周知していると思うか。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して頂いた。この質問の回答次第では、銀行法第21条の趣旨が全く機能していないということになり、その回答結果が注目されよう。

図表6から、「説明書類」閲覧制度が預金者である顧客に対して回答した銀行の33.3%、すなわち3割の銀行は周知しているとは考えていないという事実が検証された。この「説明書類」閲覧制度の根幹は、預金者が説明書類の存在とその内容を理解できることが機能していることである。少なくとも、3割の銀行は預金者がこうした制度の存在及びその内容について理解できる機会があることを周知していないという事実は、預金者保護の立場に立った規定をないがしろにしているともいえるのである。銀行の監

図表6 「説明書類」閲覧制度の存在を周知しているか。

選択項目	銀行数	割合（全21行中）
1 かなり周知していると考える。	2	9.5%
2 やや周知していると考える。	12	57.1%
3 全く周知しているとは考えない。	2	9.5%
4 やや周知しているとは考えない。	5	23.8%
5 その他	0	0.0%
無回答	1	—

督官庁である金融庁は、かかる銀行法の趣旨を踏まえ、直ちにこうした銀行への是正措置を講ずるよう命じなければならないであろう。

しかし、逆な見方をすれば預金者に対して「説明書類」閲覧制度の存在が周知されているパーセントが、66.6%とかなり高い割合となっているが、果たしてこの数字は本当の実態を表した数字といえるのであろうか。公衆である預金者が、銀行法の内容、しかも第21条の内容を知っているのであろうか。法律の専門家ならいざ知らず、一般の公衆がこうした「説明書類」閲覧制度の存在、そしてその内容を理解しているとは先ずもって考えられないであろう。銀行側で、こうした制度の内容を周知している努力をしていればその可能性はあろう。この点についても、後述する聞き取り調査の実態を分析することで、答えが明白になると思われる。

次に問7では、問6の質問で3及び4と回答した貴行にのみお尋ねしますとし、「説明書類」の閲覧を預金者等が周知していると考えない理由（原因）をどのように考えるかを尋ねた。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答した結果が次の通りである。

図表7では、「説明書類」の閲覧を顧客が周

知していると考えない理由として、選択肢1の「預金者等に当該制度の存在を明示する努力をしていない。」を挙げている銀行が、3行有るが基本的には「説明書類」閲覧制度の存在を顧客である預金者に周知していないのではないであろうか。私自身、一度も銀行側からそのような制度の存在について説明を受けたことはないし、銀行法をみるような機会など先ずもってないからである。店舗の中においてもそうした制度の説明を記した張り紙等見たことが無いのである。この点についても後述する銀行側への聞き取り調査の結果を分析することで明らかになろう。

また、「その他」と回答した内容の3回答を、以下に示しておく。

- ・預金者等がいつでもアクセス可能な状態としていますが、制度の存在が知られておらず、制度そのものを積極的に周知はしていません。
- ・銀行法上の説明書類は専門的な内容であり、広く一般の預金者（消費者）から積極的に求められるものとは考えかねます。投資家や企業等専門家を主な対象と考えます。
- ・全営業店のロビーに備え置きし閲覧できるようにしているが、存在を明示することは行っ

図表7 「説明書類」の閲覧を顧客が周知していると考えない理由

選択項目	銀行数	割合（全7行中）
1 預金者等に当該制度の存在を明示する努力をしていない。	3	42.9%
2 預金者等が自身で当該制度の存在を知ると考えている。	1	14.3%
3 預金者等は当該制度の存在を知らなくとも良いと考えている。	0	0.0%
4 その他	3	42.9%

図表8 積極的に「説明書類」閲覧制度の存在を明示し、利用するよう努めたいか。

選択項目	銀行数	割合(全20行中)
1 努めたいと考える。	11	55.0%
2 多少なりとも努めたいと考える。	9	45.0%
3 努めたいとは考えない。	0	0.0%
4 その他	0	0.0%
無回答	2	—

ていない。

これらの「その他」の3つの回答については、最初と最後の回答は選択肢1の回答に含めても良いであろう。それに対して、2つ目の回答は、全く銀行法第21条の趣旨を理解していない。預金者保護のための会計閲覧制度であるからこそ、専門的な財務諸表の内容を「説明書類」として公衆にも分かりやすい内容の書類を作成するよう規定し、それを公衆の縦覧に供さなければならないとしているのである。投資家等を対象とした会計閲覧制度ではないのである。銀行員は、果たして銀行法の条文を勉強しているのだろうか。銀行実務の仕事に忙殺され、銀行法の第21条といっても何の条文か理解していないのかもしれない。これについても、銀行の店舗における聞き取り調査によって言及することにしたい。

次の問8では、すべての銀行にお尋ねしますとし、貴行は、銀行法第21条の規定内容について、今後預金者（消費者）等に対してより積極的に「説明書類」の閲覧制度の存在を明示するとともに、さらに利用してもらうよう（制度が機能するよう）努めたいと考えるかを尋ねている。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して頂いた。

図表6から、「説明書類」閲覧制度が預金者である顧客に対して回答した銀行の33.3%、すなわち3割の銀行は周知しているとは考えていないという事実が示された。このような姿勢の銀行には、特に銀行法第21条の目的及び趣旨を理解し、前向きに今後「説明書類」閲覧制度

の存在を周知するよう努めるとともに、本制度を活用してもらうよう努めるかを問うている。その結果が、図表8のように、今後預金者（消費者）等に対してより積極的に「説明書類」閲覧制度の存在を明示し、さらに利用してもらうよう（制度が機能するよう）努めたいと考える銀行が、無回答の2行を除き、全20行で前向きな回答を示していることがわかる。

次の問9では、問8の質問で、3の「努めたいとは考えない。」と回答した貴行にのみお尋ねしますとし、その理由を簡潔にお答え願ったが、この質問に回答した銀行は一切無かった。すべて無回答である。

さらに、問10では、銀行法第21条の第7項は、預金者等に参考となるべき事項の開示充実を努力義務としています。貴行では、かかる努力義務を行っているか。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して頂いた。この質問の回答結果は、図表9のようである。

この質問では、独自に開示充実の努力をしている項目を選択した銀行の割合が、6割と最も多い割合を示している。では、そこでは、どのような開示充実の努力をしているのかを記述回答に従って見てみよう。

問11 問10で1の「独自に開示充実の努力をしている」を回答した貴行にお尋ねします。その独自の開示充実の努力の内容を簡潔にご説明下さい。

以下では、12行の記述式の回答が述べられているので、すべて列挙しておくことにする。

図表 9 開示充実の努力義務をしているか。

選択項目	銀行数	割合（全 20 行中）
1 独自に開示充実の努力をしている。	12	60.0%
2 独自には特に開示の充実の努力をしていない	7	35.0%
3 その他	1	5.0%
無回答	2	—

- ・法定開示書類以外にミニディスクロージャー誌を発行している。
- ・ベンチマークの開示。
- ・写真や図、事例紹介などを用いて、わかりやすい記述に努めています。
- ・開示資料とは別に年 2 回、雑誌体裁で読みやすさに配慮したディスクロージャー誌を発刊するなどしている。
- ・ウェブサイトにおける情報開示方法の工夫、向上。
- ・銀行法施行規則第 19 条で定められた開示内容以外も開示している。
- ・店頭での開示は全店で行っているが、渉外担当者も顧客への周知を行っている。また、HP、IR、他でも周知努力は行っている。
- ・銀行法上定められた項目以外に、定性的な情報を図解で分かりやすく掲載するように努めています。

また、財務ハイライトや非財務情報を充実させた、別途の情報誌を発行しています。

- ・ESG-SDGs に関する取り組み、トピックス等。また、「中小企業の経営改善及び地

域の活性化のための取り組みの状況」は写真等を多く掲載している。

- ・開示項目以外についても、SDGs に関する当行の取り組み等を今年度掲載しており、開示内容について見直しを行っている。
- ・法令で義務づけられた開示項目以外にも、HP で開示している。（決算説明会資料等）
- ・グラフにするなど、ひと目でわかるように努めている。

問 12 銀行が経営破綻を防止するために努力している事項として、第一義的に自己資本比率の充実を考えていますか。該当する項目の番号を 1 つ選び○で囲んで回答して下さい。

この問に対しては、有効回答 19 行中 17 行が、自己資本比率の重視を肯定している。

問 13 銀行が経営破綻を防止するためには、自己資本比率の向上の他にどのような事柄を必要不可欠と考えていますか。簡潔にご説明下さい。

図表 10 経営破綻防止のため第一義的に自己資本比率充実を考えているか。

選択項目	銀行数	割合（全 19 行中）
1 自己資本比率の充実を第一義的に考えている。	3	15.8%
2 自己資本比率の充実を第一義的ではないが考えている。	14	73.7%
3 自己資本比率の充実を第一義的には考えていない。	0	0.0%
4 自己資本比率よりも他の指標等を第一義的に重要と考えている。その重要と考えている内容を簡潔にご説明下さい。	1	5.3%
5 その他	1	5.3%
無回答	3	—

図表 11 第21条規定は、どのようにして有用な制度として機能できるか。

選択項目	銀行数	割合（全15行中）
1 当該制度を預金者（消費者）等へ、各店舗において直接、周知徹底する。	4	26.7%
2 当該制度を預金者（消費者）等へ、新聞広告やテレビ広告、SNS等を使って周知徹底する。	4	26.7%
3 その他	7	46.7%
無回答	7	—

以下、企業の個別の回答毎に、忠実に示しておく。

- ・収益力強化と資産健全化。
- ・各種リスクの計量、管理。
- ・トップライン収益力の強化、効率的な経営、強固な経営基盤の確立。
- ・持続可能な収益基盤の強化、コンプライアンス遵守、顧客満足度の向上等。
- ・収益力の強化。・持続的な成長。
- ・地方銀行として安定的な顧客基盤維持、確保のため、地域とのリレーション強化。
- ・安定的な自己資本の充実と着実な株主還元の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」。
- ・安定収益確保に向けた適正金利の設定、経済情勢を見据えた堅実な市場運用、不良債権の処理。
- ・コンプライアンスの遵守、コーポレートガバナンスコードへの対応等。
- ・所管部より経営施策、経営戦略に関わる為、大変申し訳ございませんが、回答は控えさせていただきます。
- ・持続的に成長可能な銀行として生き残るため、「コアとなる業務の深掘り」、「業務領域の拡大」、「構造改革の取組強化」を着実に進めるべきと考えています。
- ・経済の発展に資する様々な取り組みを通じて、収益向上を図るとともに適切なガバナンス並びに職員の幸福を追求し続けることが必要であり、結果として自己資本比率の

向上が図られるものとする。

- ・お客様志向を徹底し、お客様、地域経済の成長へ貢献していくことが必要不可欠であると考えます。
- ・銀行の持続可能性を担保できる収益力の確保。
- ・経営改善支援を必要とするお客様と伴走しながら経営改善に取り組むことで、結果的に当行の収益に好循環をもたらす「共通価値の創造(CSV)」が必要と考えています。
- ・お客様との信頼関係、地域経済の発展。
- ・顧客サービスの強化。人口減少の中、組織再編等。

問 14 上記の銀行法第21条の規定内容が実際に機能していないと思われる場合、どのようにすれば有用な制度として機能できるかと考えますか。該当する項目の番号を1つ選び○で囲んで回答して下さい。

図表11のうち、「3 その他」と回答したのは7行であったが、記入が見られるのは6行であり、その内容は、次の通りである。

- ・自行のみで預金者へ周知するのではなく、業界団体が主体となって実施すべきと考える。
- ・自行のホームページを用いている。
- ・機能していると考えます。
- ・定期的開催している会社説明会等により周知徹底する。



- ・問7の回答のとおりであり、預金者（消費者）から求められた場合に速やかに対応できる態勢が整備されていれば問題ないと考えます。
- ・説明書類の作成の都度、ホームページにて周知する。

#### 4 銀行業界への聞き取り調査の目的と分析結果

本章では、上記のアンケート結果の内容を検証することが目的であり、そのために実際の銀行の現場を尋ねて聞き取り調査を行うことにした。このアンケートを行った時点で、金融庁が表示していた商業銀行の数は、107行であった。これらの107行の商業銀行のうち、地元、名古屋市で営業している各銀行支店の25行と東京に支店を展開している各銀行37行の、計62銀行の支店に直接足を運び、聞き取り調査を行った。アポイントメントをとらずに、ぶっつけ本番の聞き取り調査であった。まず、名古屋に支店を構える銀行を大学の仕事の合間を見つけては、平日の開いている時間に聞き取り調査を行った。本年（2020年）2月6日に3銀行支店を聞き取り調査したのが最初であった。その後も平日の窓口が開いている時間帯、午前9時から午後4時までの時間帯に3月3日（火）まで25行の名古屋で営業する各銀行支店をまわった。さらに、その後3月23日（月）から27日（金）までの5日間を東京に宿泊し、東京に拠点を持つ37行の各銀行支店をまわったのである。この結果、107行の商業銀行のうち62行（名古屋市の各銀行支店数25行プラス東京都の各銀行支店数37行、合わせて62銀行支店）の聞き取り調査の割合は、約58%（57.94%）と約6割に近い銀行の支店を聞き取り調査したことになる。もちろん、これらの62行はすべて異なる銀行の支店である。本来の予定としては、

もう1週間の東京滞在を予定していたのであるが、新型コロナウイルスの影響のために、もうこれ以上は無理と判断して名古屋に戻ったところ、間もなくして非常事態宣言が公表され、ぎりぎりの聞き取り調査であった。また、短期間で各銀行の支店を探すのも容易ではなく、体力的にも限界であったように思う。1日の限られた時間で、門前払いのような銀行もあり、また無名のビルの上層階に支店を構える銀行もあり、常に走りながら目標の銀行支店を探し、見つければ支店長や次長にかけあって聞き取り調査の趣旨を説明し、それで了承してくれた銀行にやっと聞き取り調査の本題を話すという連続の日々であった。2月6日からの名古屋での聞き取り調査から始めて約2カ月間、3月27日までの過酷な聞き取り調査は、新型コロナの影響という思わぬ形での終焉となってしまった。

しかし、銀行へのアンケートと電話による協力の要請、そして再度のアンケートを行った結果が、この銀行現場での聞き取り調査によって、何故消極的な協力しか得られなかったのかその理由が理解可能になったということが出来る。アンケートの準備から発送までも大変な作業であったし、すべての銀行に電話での協力依頼も門前払い等があり銀行の体質も垣間見えた。

以下では、聞き取り調査による内容を整理して、検討していくことにしたい。

聞き取り調査によってお尋ねした主な項目を列挙し、その質問に対する回答数を記載してコメントする。

上記1) 銀行法第21条の内容を知っているかを尋ねたところ、62行中僅か5行のみが「知っている」と回答した。それに対し、「全く知らない」28行と「ほとんど知らない」2行を合わせると30行が知らないと回答している。これらの数字を見ただけでも圧倒的に、銀行法第21条の内容を知らない実態がわかる。実際、無回答が26行にもものぼっているが、これは筆

## [主な質問項目]

1) 銀行法第21条の内容を知っているか。

回答項目	回答数	回答総数62行に対する割合(%)
1 全く知らない	28行	45.16
2 ほとんど知らない	2行	3.26
3 担当部署(第21条)がある	1行	1.61
4 知っている	5行	8.06
5 無回答	26行	41.93
合計	62行	100.02

者が銀行法の本を持参し、第21条が何の条文か尋ねても、回答できなかつたのであり、仕方なく筆者が会計情報ディスクロージャーに関連する条文であると言うと、そういわれればおおよそのことは分かるかと回答した経緯がある。つまりは、無回答として処理したものの、第21条といわれても答えられなかつたというのが実態であるといえよう。

それだけ、銀行法第21条の条文は、一般の銀行員の日頃の実務からはほど遠い存在なのかと思いきや、会計閲覧制度で作成を規定している「説明書類」は、どこの銀行でも作成して顧客用の雑誌等と一緒に置かれていた。つまり、「説明書類」は備え置かれているものの、それが銀行法第21条で定める「説明書類」であり「公衆の縦覧に供しなければならない。」という義務規定として課されていることを現場の銀行員は、認識していない人が大半であったのである。上の[主な質問項目]の1)の結果からみると、「全く知らない」28行、「ほとんど知らない」2行、「無回答」26行の合計56行の各銀行支店は銀行法という法律上の会計閲覧制度の規定をほぼ知らないまま、「説明書類」を支店内に備えおいていたという実態を知ることができた。これは、聞き取り調査に協力してくれた各銀行支店全62行中、90.32%(56行の場合)という高い割合を示す結果となった。

そこで、次いでこの会計閲覧制度を利用して、「説明書類」の内容についてより詳しい説

明(とりわけ規定で言う財産の状況に関する情報)を求めてきた預金者(顧客)は、これまでにどれくらいいるかを尋ねてみた。この質問に対する回答は、支店長が僅かにしてくれたもののほとんどの回答者は、他の管理職が対応してくれたものである。自分のキャリア十数年というスパンで回答してくれた方もかなりいたが、最低でもここ1年間での状況を述べていただいた結果が、次の[主な質問項目]2)の図表のようである。

次頁の[主な質問項目]2)の図表を見れば明らかのように、銀行法第21条に定める会計(財務諸表)閲覧制度は、実際のところ62行中58行、93.55%の高い割合で機能していないことが判明したのである。この制度は、死に体も同然であるといつて良いであろう。預金者の大半が、会計閲覧制度を利用していないという事実を直視した場合、そもそも銀行員の管理職ですら銀行法第21条の規定を知らないと回答していることから考えると、一般公衆の預金者が同法の第21条の内容を知る由も無いであろう事は、容易に想像できる。したがって、上記図表のような結果が現状であるのには、その原因が存在しよう。

すなわち、銀行側では、預金者保護の規定でもあるこの会計閲覧制度の存在を周知しているのであろうか。単に「説明書類」を備え置くだけで、預金者に会計閲覧制度を周知する努力をしてはいないのでなかろうか。条文の規定では、

## [主な質問項目]

2) これまでに会計閲覧制度の規定を利用して「説明書類」のより詳しい説明を要望してきた預金者（顧客）はどれくらいいるか。

回答項目	回答数	回答総数 62 行に対する割合 (%)
1 全くいない。	50 行	80.65
2 ほとんどいない。	8 行	12.90
3 普通にいる。	0 行	0.00
4 たくさんいる。	0 行	0.00
5 無回答	4 行	6.45
合計	62 行	100.00

「公衆の縦覧に供しなければならない。」という義務規定として定めているのである。したがって、現在の会計閲覧制度のありようは、この義務規定に違反していると言っても過言ではなく、早急に、預金者に周知しなければならないということを、筆者は銀行側に助言した。そして、同時に銀行内で預金者に周知させるための議論や検討をこれまでに行ってきたかについても尋ねてみた。その結果が、「主な質問項目」3) として示したものである。

下記の「主な質問項目」3) の回答結果が物語るように、銀行側では銀行法第 21 条の規定をほとんど精緻に認識していないために、「説明書類」を備え置くことでこの 21 条の規定に従っているとの誤解があるようである。備え置くことは当然のことであり、むしろ銀行の経営危機や経営破綻といった場合に預金者が早めの自衛的行動、自衛的措置を講ずることができるように、彼らに当該銀行の会計（財務諸表）閲覧の要望があれば（要望がなくとも）「公衆の

縦覧に供しなければならない。」とする義務規定を定めたものと解することができる。ところが、肝心の会計（財務諸表）閲覧制度を預金者に周知しないで来た背景として窺えたことは、大部分の銀行支店ではこれまでにそのような制度の周知について議論すらしてこなかったという事であり、周知する必要があるとは考えてこなかったというのが実態であるといえよう。

「第 21 条 銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該事業年度の間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、当該銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。」と規定されているように、業務及び財産の状況に関する事項を説明書類として備え置くだけではなく、まさに公衆である預金者に対して縦覧に供しなければならないという義務付けを定めているのである。つまり、実質的に預金者が業務及び財産の状況に関する事項を読了することが目的であ

## [主な質問項目]

3) 「説明書類」閲覧制度を顧客（預金者）に周知させるための議論や検討はしたことが有るか。

回答項目	回答数	回答総数 62 行に対する割合 (%)
1 全くしていない。	56 行	90.32
2 ほとんどしていない。	0 行	0.00
3 普通にしている。	0 行	0.00
4 かなり行った。	0 行	0.00
5 その他	0 行	0.00
6 無回答	6 行	9.68
合計	62 行	100.00

り、備え置くことが目的ではない。この21条の目的観にたいする誤解によって、会計閲覧を要望するような状況が全く無いといってよいような現状を作り出してきたのである。これでは、繰り返しになるが、銀行法第21条の規定は機能しているとは言えない。死に体の規定と化していると言わなければならないのである。

## 5 むすびにかえて

銀行法第21条の規定で定める会計閲覧制度の現状を知り、筆者としては聞き取り調査に協力して頂いた各銀行の支店に対して、これで聞き取り調査を終えてしまっただけの進歩もえられないのではないかと危惧を抱いた。そこで、とにかく預金者に対して会計閲覧制度の存在を知ってもらえるような工夫が必要ではないかと考え、まずは、備え置かれている「説明書類」を公衆の縦覧に供するよう周知することに同意して頂いた。しかし、この点については数行であるが、本社の指示が無ければ同意できないと拒む銀行があったことを触れておかねばならないであろう。また、そのように明確に拒む態度ではないにせよ、かなりの銀行の支店が、本店・本社の対応を気にしていることが話を聞いて窺えたのであり、銀行のコーポレートガバナンスの徹底さを思い知らされたのである。

そのような経営管理環境の中であって、筆者は、とりえず義務規定であることを想起して頂き、何らかの預金者への周知の工夫をしなければならないことを訴えた。そして、例えばということで、壁紙や、テーブルの上に、「本行では、銀行法第21条の規定に則り、預金者の皆さんに会計（財務諸表）閲覧のための説明書類を用意しています。その内容について知りたい方は、お声かけ下さい。」というような形で、周知の努力をしてみても如何かということをし、最後に述べて各銀行の支店を後にしたのである。

この研究資料では、銀行法第21条の規定に従い、会計（財務諸表）閲覧制度が機能しているのか、機能していないのかを明確にすることを目的として、アンケートや聞き取り調査という手法を用いて一定の実態を明らかにすることができた。

とりわけ、アンケートでの回答と聞き取り調査の内容を突き合わせてみると、主に次のような点が明らかになったと考える。

アンケートでは、各店舗に「説明書類」を備え置き、公衆の閲覧に供するように周知しているか尋ねたところ、「1 供するように周知している。」との回答が86.4%（19行/22行）と「2 供するように一定の努力はしている。」の9.1%（2行/22行）とを合わせると、95.5%もの銀行が公衆の閲覧・縦覧に供するよう周知していると回答していた。しかしながら、この回答は、聞き取り調査の内容に突き合わせると全く正反対の回答結果となっている。筆者が直接各銀行の支店を尋ねて聞き取りした内容では、62行中56行（90.32%）もの各銀行支店が本制度を周知するための何の議論もしていなかったのである。

以上の結果、アンケートによる会計閲覧制度は、回答企業が少ないこともあり、しかも本社・本店による回答であることもあり、それぞれの銀行の支店の現状を正確に把握していなかった可能性が高い。むしろ、各銀行の各支店の管理職の回答の方が、とても虚偽の回答をしているとは思えず、また支店における「説明書類」の扱いや状況説明ともに現状をそのまま真実を語っていると思われたのである。こうした状況が現実であるとする、繰り返しになるが、銀行法第21条の規定は機能しているとは思えないというのが実感である。預金者の会計（財務諸表）閲覧制度において、確かに会計の専門的な知識を預金者は持ち合わせていないかもしれない。だからこそ公衆にも理解可能な

「説明書類」を縦覧するように規定しているのである。しかし、それ以前の問題としてこうした制度があることを預金者に周知する努力がなされておらず、預金者は本制度の存在すら知らなかった事が最大の問題点であると言わなければならない。

このアンケート調査及び聞き取り調査の内容について、筆者は広義ではCSR会計の範疇に属し、中でも消費者保護のための会計閲覧制度として、会計監査も含めてさらに成熟した会計閲覧制度に向けて、関係者団体の協力が不可欠であると考えている。未だ、発展途上の会計閲覧制度ではあるが、住宅建築業や旅行業等に見られる業者側と消費者側との契約時に交わされる様々な前払取引は、経済不況の悪化や業者側企業の経営破綻等により、契約時の内容が履行されないまま経済的損害を受けるといったケースが発生している。現行の消費者法のなかでは、特定商取引法において6業種の会計閲覧制度を規定している。また、銀行側と預金者側との関係では、預金者の資金を銀行が債務という形で預かるため銀行の経営破綻が現実のものとなった場合には、ペイオフの上限までしか預金者に対して返済する義務がなく、預金者には前払取引と類似した経済的被害のリスクがつきまとう。したがって、銀行法第21条が有効に機能することにより、預金者は少なくとも銀行の経営状態を知る機会が得られ、それによって経済的被害のリスクから逃れることも可能性としてではあるが発現できる余地があるといえよう。

こうした発展途上の会計閲覧制度を否定したり、消費者保護にはならないと切って捨てる会計学者がいることも承知している。しかし、現実には、NOVA事件、富士ハウス事件、アーバンエステート事件、てるみくらぶ事件等、消費者の経済的被害を及ぼす事件が後を絶たないのが現状であろう。これらの事件には粉飾決算

や不正会計といった会計に関わる問題も内在されている事をどのように考えているのであろうか。すべて法律学者の先生方に任せて、会計学者は制度の未熟さを批判だけしていれば良いのであろうか。筆者が、某研究会でこの現状報告をしたとき、「消費者保護にはならない」とか、「CSR会計なのか」とか筆者には信じられない発言が飛び交ったことを鮮明に記憶している。社会科学である以上、社会を少しでも良くしていく努力が我々研究者に求められている事を考えた発言とは思えなかった。

消費者保護のための会計的研究は、もちろん未だ発展途上の研究であるが、私は少なくともCSR会計の範疇に属した研究と考えている。例えばで有るが、次の2例の位置づけは、少なくとも消費者保護の課題をCSRあるいはSR（尚、ISOでは企業に限定することなくすべての組織を対象とし、ここでもSR、すなわちすべての組織の社会的責任の問題を対象としている。）の定義あるいは概念のなかで明定しているといえよう。

先ず、『ISO 26000：2010 社会的責任に関する手引き』（ISO/SR 国内委員会 監修、日本規格協会編）で示された内容をご承知であろう。国際標準化機構（ISO）は、「各国の標準化機関（ISO 会員団体）による世界的な連合である。（中略）この国際規格は、社会的責任の原則、社会的責任の認識及びステークホルダーエンゲージメント、社会的責任に関係する中核主題及び課題並びに組織に社会的に責任ある行動を統合する方法に関する手引を提供する。この国際規格では、結果の重要性及び社会的責任に関するパフォーマンスの改善を重要視している。」（日本規格協会編、同上、21-22頁）この中で注目されるのは、社会的責任に関係する中核主題及び課題の7項目である。この7項目こそがこのISO 26000：2010の中心的な内容といってもよいからである。まさにこの6項目目（め）

の中核主題及び課題として消費者課題が取り上げられ、詳細にその課題について説明がなされている。(日本規格協会編, 同上, 146-164頁を参照のこと。)なかでも、注目される点は、「国連消費者保護ガイドライン」を取り上げている事である。この「国連の消費者保護ガイドライン」は、消費者保護の領域における最も重要な国際文書である。国連総会は、1985年に全会一致でこの文書を採択した。1999年にガイドラインは拡充され、持続可能な消費に関する条項が盛り込まれた。このガイドラインは、国家に対し、安全衛生に対する危険から消費者を保護する、消費者の経済的利益を保護し推進する、消費者が情報を得た上で選択を行えるようにする、(以下、略す。)(同上書, 147-148頁)と記述しているように、消費者の視点に立って、消費者の経済的利益を保護することや、消費者が情報を得た上で選択を行えるようにすると述べていることは、まさに筆者がこの銀行へのアンケートや聞き取り調査を行った目的と合致するのである。したがって、消費者保護のための会計閲覧制度を精緻化し、とりわけ前払取引においては不正会計書類ではなく、真実の会計書類を閲覧できるように制度化していくことがISOや国連の消費者保護ガイドラインの趣旨から求められていると考えられよう。

さらにもう一つの、消費者保護のための会計閲覧制度を求めるエビデンスは、銀行法第21条の(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)条文を何度も紹介しているように、この条文の規定では、財務諸表の説明書類を各店舗に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないとしている点にある。この内容は、まさしく消費者である預金者保護の規定であり、預金者の債権である資金が当該銀行の経営危機等のリスクから保護するために設けられたと考えることができる。銀行の監督官庁である金融庁は、平成21年1月28日(水)～2月20日(金)

までの調査実施期間の間に、次のような調査目的で「金融機関のCSR調査結果の概要」と題する報告書をまとめている。すなわち、金融機関が行っているCSRを重視した具体的取組みについての現状把握及び前回調査(平成18年3月結果公表)後の取組状況のフォローアップが本調査の目的であると述べている。そして、本調査では、金融庁がCSR(企業の社会的責任)とはという形で、CSRの定義を示していることが注目される。すなわち、CSR(企業の社会的責任)とは、「企業が持続可能な発展を目的として、多様なステークホルダー(利害関係者)との関係の中で認識する責任と、それに基づく経済・環境・社会的取組みのことを指し、その具体的な内容としては、企業による法令遵守、納税、消費者保護、環境保護、人権尊重、地域貢献等の自主的取組みと広範にわたるものを指す」と定義している。この定義でも明らかのように、CSRの定義の中に、消費者保護を含めている。このことから、消費者保護のための会計閲覧制度の研究は、CSR会計の範疇(カテゴリー)に含めて何ら問題は無いものと考えられるのである。(http://www.fsa.go.jp/status/csr/20060331/01pdf) (2006年3月31日、金融庁公表)

最後に、多忙なところで突然の聞き取り調査にご協力頂いた行員の皆様に、この場を借りて感謝の気持ちを伝える次第である。

\*本稿は、2019年度名城大学経済・経営学会からの研究助成を受けて作成されたことを付言しておく。

## 参考文献

[論文]

伊藤秀俊稿, 「消費者保護のための会計に関する一考察」, 『名城論叢』, 第16巻第1号, 2015年7月。

伊藤秀俊稿,「消費者保護のための会計に関する一考察」(No.2),『名城論叢』,第18巻第4号,2018年3月。

孤塚知子稿,「事業者の破綻をめぐる消費者問題の概況」,『現代消費者法』,NO.11/2011/6。

山本和彦稿,「事業者の倒産における消費者の保護」,『現代消費者法』,NO.11/2011/6。

山口貴士稿,「事業者の倒産事案における消費者保護の実務と課題」,『現代消費者法』,NO.11/2011/6。

斎藤憲道稿,「破綻事業の処理と消費者保護」,『現代消費者法』,NO.11/2011/6。

角瀬保雄稿,「『企業の社会的責任(CSR)とは何か』」,『経済』,2008年9月,新日本出版社, No.156。

青山茂樹稿,「企業の社会的責任と環境倫理」,『経済』,2008年9月,新日本出版社, No.156。

佐々木昭三稿,「トヨタの社会的責任」,『経済』,2008年9月,新日本出版社, No.156。

平澤克彦稿,「EUのCSRと労働組合」,『経済』,2008年9月,新日本出版社, No.156。

永山利和稿,「『企業の社会的責任』論と中小企業」,『経済』,2008年9月,新日本出版社, No.156。

鳥弘稿,「株式会社と『社会的責任論』の系譜」,『経済』,2008年9月,新日本出版社, No.156。

[著書]

ISO/SR 国内委員会 監修『日本語訳 ISO 26000:2010 社会的責任に関する手引き』,財団法人日本規格協会編,2011年1月20日。

熊谷重勝・内野一樹編著,『社会化の会計～すべての働く人のために～』,創成社,2011年10月20日。

太田康夫著,『パーゼル敗戦銀行規制をめぐる闘い』,日本経済新聞出版社,2011年5月25日。

公益社団法人日本監査役協会発行,『月間監査役』,臨時増刊号,2013年12月, No.621。

消費者庁 取引対策課 経済産業省商務・サービスグループ 消費経済企画室編,『特定商取引に関する法律の解説』,平成28年版,商事法務,2018年6月29日。

池田唯一・中島淳一監修,佐藤則夫編著,『銀行法』(株)きんざい,2017年11月22日。

樋口一清,井内正敏編著,『日本の消費者問題』,建帛

社,2007年。

甲斐道太郎,松本恒雄,木村達也編集代表,『消費者六法』2020年版,民事法研究会,2020年3月4日。

河崎照行著,『最新中小企業会計論』,中央経済社,2016年10月10日。

栗濱竜一郎著,『社会的存在としての財務諸表監査』,中央経済社,2011年1月31日

谷本寛治著,『日本企業のCSR経営』,千倉書房,2014年8月22日。

内閣府国民生活局消費者企画課編著,『逐条解説 消費者契約法(新版)』,商事法務,2007年12月10日  
宝印刷株式会社総合ディスクロージャー研究所編著,『統合報告書による情報開示の新潮流』,同文館出版,2014年6月10日。

斎藤憲道編著,『消費者庁～消費者目線で新時代の経営を創る』,商事法務,2009年10月30日。

日本弁護士連合会編著,『消費者法講義(第3版)』,日本評論社,2009年11月20日。

武田隆二編著,『新会社法と中小会社会計』,中央経済社,2006年4月1日。

武田隆二編著,『中小会社の会計指針』,中央経済社,2006年9月1日。

櫛部幸子著,『中小企業会計基準の課題と展望』,同文館出版,2016年3月15日。

坪井順一著,『消費者と経営学』,学文社,2009年9月10日。

佐久間信夫・田中信弘編著,『改訂版 CSR経営要論』,創成社,2019年7月20日。

ハロルド・L・ジョンソン著,名東孝二監訳,青柳清訳,『ソーシャル・ディスクロージャーの新展開』,中央経済社,1980年10月15日。

ラルフ・W・エステス著,名東孝二監訳,青柳清訳,『企業の社会会計』,中央経済社,1979年11月5日。

LEE J. SEIDLER, LYNN L. SEIDLER, *SOCIAL ACCOUNTING: THEORY, ISSUES AND CASES*, MELVILLE, 1975.

ANTOINE BLOUET・EMMANUELLE RIVOIRE, *L'ECOBILAN*, DUNOD, Paris, 1995.

O. PROUST, *BILAN SOCIAL*, EDITION I. S. I., Paris, 1982.